

# 社会福祉法人朝霞地区福社会 職員処遇改善手当の額に関する理事長の定め

令和6年6月14日  
理事長 決 裁

(目的)

第1条 この定めは、社会福祉法人朝霞地区福社会職員処遇改善手当支給規程第5条第1項の規定に基づき、職員処遇改善手当の額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員処遇改善手当の額)

第2条 職員処遇改善手当の額は、別表第1、別表第2に定めるところによる。

附 則

- 1 この定めは、令和6年6月14日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 次に掲げる理事長の定めは、廃止する。
  - (1) 介護等特定処遇改善手当の額に関する理事長の定め
  - (2) 賃金改善手当の額に関する理事長の定め
  - (3) 南西部地域療育センター職員への処遇改善手当の支給に関する理事長の定め

別表第1 常勤職員

		対象施設			
		みつばすみれ学園 相談支援 すずらん 本部事務局	朝光苑 短期入所	デイサービスセンター	居宅介護支援 地域包括支援
区分	A	月額 52,600 円 (配分率 10)	月額 55,680 円 (配分率 10)	月額 42,240 円 (配分率 10)	/
	B	月額 36,900 円 (配分率 7)	月額 44,550 円 (配分率 8)	月額 35,910 円 (配分率 8.5)	/
	C	/	月額 32,270 円 (配分率 5.8)	月額 31,680 円 (配分率 7.5)	/
	D	月額 15,800 円 (配分率 3)	月額 10,000 円 (配分率 1.8)	/	月額 10,000 円

※配分率は、手当額の算出にあたりAに該当する職員の手当額を10として他の区分の手当額を比率で算出するため、毎年度定めることができる。

別表第2 臨時職員等

		対象施設			
		みつばすみれ学園 ※ 相談支援 すずらん 本部事務局	朝光苑 短期入所	デイサービスセンター	居宅介護支援 地域包括支援
区 分	A	1時間につき 198円	1時間につき 313円	1時間につき 268円	
	B	1時間につき 178円	1時間につき 266円	1時間につき 228円	
	C		1時間につき 172円	1時間につき 175円	
	D	1時間につき 32円	1時間につき 47円	1時間につき 33円	1時間につき 27円

※ 南西部地域療育センターにおける支給額の算出方法

1月の実労働時間に1/2を乗じた数（1時間未満の端数が生じた場合は切り上げ）  
に1時間当たりの職員処遇改善手当の額を乗じる